

令和8年度竹富町障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。ただし、町長が特別に必要と認める場合は、本方針の対象施設等とすることができる。

（1）障害者総合支援法に基づく施設及び事業所等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続施設を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者優先調達推進法の施行令（平成25年法令第223号）に基づく施設

- ア 障害者の雇用の推進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）
 - （ア）障害者の雇用者数が5人以上
 - （イ）障害者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、こども未来課（以下「担当課」という。）とする。

7 共同受注窓口の活用

障害者総合支援法に基づく施設等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口である「一般財団法人沖縄県セルフセンター」（※注）を活用し、発注推進を図るものとする。

（※注）障害者の自立と社会参加を推進するために、障害者就労施設等の作業や受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体

8 調達の推進方法

調達の推進方法は以下のとおりとする。

- （１）担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各機関の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- （２）障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約をするなど、調達の推進に努めるものとする。
- （３）障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供する。
- （４）障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

9 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、方針及び年度毎の調達実績をホームページ等により公表する。

10 調達の目標

前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努めるものとする。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。